

頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>1. 改訂案第1章第11節第94の1は、「設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引については、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額する」としており、設立団体の長が指定したかどうかによって会計処理が異なることになることから、「譲渡差額を損益計算上の損益に計上したか、又は資本剰余金を減額若しくは増額したかの別」を注記事項とするべき。</p> <p>2. 第2章についても同様。</p>	<p>①現行の会計基準においても、固定資産の除売却損益が損益内となるか損益外となるかの注記は求められていないこと</p> <p>②国の独立行政法人会計基準においても、不要財産の国庫納付に係る譲渡差額を損益外処理したかどうかについての注記は求められておらず、国の独立行政法人における不要財産の国庫納付手続と同様の手続である地方独立行政法人の不要財産納付手続について、会計基準の内容を国の独立行政法人会計基準と異なるものとする理由は必ずしもないこと</p> <p>③地方独立行政法人が不要財産納付に係る譲渡差額を損益外処理した場合には、国の独立行政法人と同様に、財務諸表の附属明細書「資本金及び資本剰余金の明細」において、当該譲渡差額は「損益外除売却差額相当額」として計上することとなることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>